

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成29年1月13日
(平成28年12月受付分)



平成28年12月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計4件でした。その中からインターネット架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆失明のおそれも…カラーコンタクトレンズの使用は慎重に

事例：

中学3年生の娘が量販店でカラーコンタクトレンズをファッション用に買い、寝るとき以外はずっと装着していたようだ。両目に痛みを感じ目が開けられなくなったというので眼科に連れて行ったら、医師に「角膜に傷がついている。失明の可能性もあるので大きな病院を紹介する」と言われた。(中学生<女性>の父親からの相談)



✔ アドバイス

- 国民生活センターのテストで、カラーコンタクトレンズには、レンズの品質が原因で透明なコンタクトレンズよりも眼障害を起こしやすいものがあることが分かりました。
- カラーコンタクトレンズを使用する場合には、リスクを十分に理解した上で、必ず眼科を受診し眼科医の処方に従ったレンズを選択するようにしましょう。
- 目に異常を感じた場合には、直ちに使用をやめ、眼科を受診することが重要です。異常がなくても、3カ月に1回は定期検査を受けましょう。
- レンズの装着時間や使用期限を守り、繰り返し装着できるレンズの場合は、レンズケアを正しく行うことも大切です。

※(独)国民生活センター「子どもサポート情報 第76号」より抜粋

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
16	ネットオークションでデジタルフォトフレームを落札し、代金を支払ったが商品が届かない。相手に電話したが別人だった。
19	県外の洋服店でジャケット、インナーを購入した。お金が惜しくなり、30分後に解約を申し出たが、全額返金はできないと言われた。

ひとりで悩まず、まず相談！！

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)